

令和3年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第1回 障害者部会

東大和市福祉部

○H部会長 それでは、議事の（２）東大和市障害者総合プラン令和２年度実施状況について、事務局からご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（小川障害福祉係主事） それでは、お手元にごございます東大和市障害者総合プラン令和２年度実施状況報告書について、事務局のほうからご説明差し上げたいと思います。

ちょっとボリュームがありますので、３０分か４０分くらいかかってしまうかもしれないのですが、よろしくお願いいたします。

それで、この報告書は、平成３０年度から令和２年度を期間とした障害者総合プランについてのご報告ということですので、水色の冊子を改めて新しい委員さんにはお送りしております。以前から継続の委員の皆様には以前からのものになるのですが、もしお手元に水色の冊子がないということであれば、お持ちしておりますので、挙手いただければお配りします。

それでは、報告書の表紙をめくっていただきまして、表紙の裏に実施状況の報告ということで概要が書かれてあります。この障害者総合プランにつきましては、障害者基本法に基づく障害者計画、それから、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、そして児童福祉法に基づく障害児福祉計画、この３つの計画を束ねて総合プランと称しているものであります。計画は３年ごとに策定するというので、今回ご報告いたします令和２年度につきましては、平成３０年度から令和２年度の３か年の最終年の報告ということになります。

そういうわけで、事業達成度の評価及びその理由についてというところでありませうけれども、最終年度の評価ということで、３年間をまとめた評価ということで、そこにあるような評価基準と、達成、ほぼ達成、一部達成、未実施、対象外というような基準での評価になっております。

それから、令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大という事態の中で、多くのイベントや会議等が中止あるいは書面開催ですとか、そういう形になっておまして、この取組項目の中で、それらの会議の開催ですとかイベントの開催ということを目途として設定してある取組項目がかなりあるんですけども、それらについては実施できなかったということだと、ここの未実施のゼロというような評価にするということもあるんですけども、その事業を実施する準備はできていたけれども、そういう外的な要因で実施ができなかったというようなことから、評価についてはそれをもって下げることではなく、前年までの評価を尊重して設定しております。例えばこの１ページの１－２の障害者虐待防止対策の実施というところでは、研修会を実施する予定でしたが、コロナ感染拡大防止の観点から中止としたということではありますが、評価としては２という評価になっているというようなところがあります。

その後、この報告書を順次ご報告いたしますけれども、主に重点施策、それから、新規の事業を中心にご説明を差し上げたいと思います。

まず、1ページ目です。

大きく4つの目標があるんですけども、まず、自立を支える基盤づくりという目標に沿った取組項目であります。

1番が、障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進ということで、1-1です。障害者差別解消法という法律が平成28年に施行されました。それに基づく取組を全国の自治体において実施するというようになっておりますので、例年、市では職員向けの研修というものを実施しております。ただ、令和2年度に関してはコロナの影響もありまして、資料配布に代えて実施をした。一方、自立支援協議会の生活部会というところで差別解消法に対する取組を進めてきたところですけども、令和2年度においては「コロナ禍における合理的配慮」というところに、なかなか協議会の活動もままならない中、コロナで様々なことで困難を抱えている障害のある方がいらっしゃるだろうというところを捉えてアンケート調査を行ったということであります。

例えば知的障害の方がなかなかマスクをすることができなくて、まちの中へ出たときに変な目で見られちゃうとか、そういうようなことがこのアンケートの中から浮かび上がってきて、それに対して、どういう合理的配慮があるのかということはこのアンケートから検討しております。

それから、市内の合理的配慮に関する取組については24の部署というふうになっております。平成31年度においては27の部署だったんですけども、先ほど申し上げたイベントが中止になったということで取組ができなかったというところが3部署ほどございます。

次に、2ページ目です。

障害者の意思決定支援というところで、こちらは虐待防止の研修に併せて研修会を予定していたんですけども、新型コロナの感染防止の観点から中止にせざるを得なかったというようなことであります。

それから、4ページ、5ページでもコロナの関係で会議ができなかったというものが、2-7の発達障害者の相談支援というところで市内の連絡会ができなかった、そういうような状況がございます。

6ページをお開きください。

目標2、自立を支えるサービスの充実ということで、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施状況が主にここでは記載されております。

1、介護給付費・訓練等給付費の利用支援というところで、7ページ目の事業所・サービス提供者の育成ということで、福祉人材に関しては全国的に高齢介護の分野も含めて不足しているという中で、サービス提供者の確保や養成について、市でも取り組んでいく必要があるということが言われております。

そういう中で、この③知的障害者移動支援従業者養成研修、④重度訪問介護従業者養

成研修、⑤たん吸引等医療的ケア支援者養成研修、この3つの事業を、後で述べます地域生活支援拠点の整備ということに伴って新規に事業として取り組んでおります。

それでは、従業者、ここに書いてありますけれども、その中から実際に業務に従事していただいている方がいらっしゃるということでもあります。

それから、8ページ目からは障害者総合支援法に基づいた介護給付費・訓練等給付費というサービスの実施状況であります。

この見方ですけれども、例えば2-1の居宅介護においては、令和2年度の目標値が利用者数175人、利用時間数1,450時間ということではありますが、実績としては利用者163人、1,328時間ということで、若干届いていないというところがある、そういうふうな見方をしていただければと思います。

その中で、やはりコロナの影響で大きく減っている部分がございます。2-3同行援護、こちらは視覚障害の方が外出する際にヘルパーが同行して支援するというものですが、実質利用者が24人、利用時間394時間ということで、これは前年の数値で言いますと、実利用者が28人、それから利用時間数が618時間ということで、令和2年度の目標に、ほぼ近い実績があったのですが、やはり外出を控える方が多くいたり、ヘルパーもなかなかそのところはヘルプができないというような実態もあるようで、かなりこの部分の利用というのはコロナの影響を受けているということが言えます。

それから、ちょっと飛びまして、10ページの短期入所という、3-7、こちらもやはり数字的には令和2年度の目標からは少し低くなっております。こちらも前年度は令和2年度の目標に近い数値でしたが、施設のほうでコロナの関係で受入れを控えるというようなことでこのような数値になっております。ですから、障害のある方及びご家族にとってはそこら辺が非常に厳しい状況になっているということです。

11ページです。4-1共同生活援助（グループホーム）です。

こちらのほうは令和2年度の実利用者が121人、前年度比でいうと8人増えておりまして、令和2年目標109人を大きく上回るような利用になっております。

グループホームにつきましては、障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるための居住の場として、国のほうでも非常に重視している施策であります。それに併せ、市においてもこの計画の中で計画的に整備をしていくというように言っておりまして、令和2年度においては精神障害者のグループホームが市内に1か所整備をした関係で、精神の方のご利用というのは増えております。

続いて、13ページです。

6、児童福祉法に基づく給付費の支給ということで、障害のあるお子さんのサービス利用というのは非常に顕著に増えております。一番上の児童発達支援というのは就学前のお子さんが発達に少し遅れがあったり、そういう方に対して訓練等を行う事業であります。こちらのほう、事業者数が46人ということで、前年度に比べて15人ほど増えておりま

す。

それから、6-3の放課後等デイサービス、こちらのほうは数年前から非常に増え続けていまして、前年度に比べて9人増の143人ということで、いずれも令和2年度目標を上回る数値になっております。特に発達障害が疑われるようなお子様の利用というところが増えておりまして、それに併せた事業所の整備というところが市においては課題になっているということです。

続いて、15ページをお開きください。

ここは地域生活支援事業の実施という項目であります。この地域生活支援事業といいますのは、同じく障害者総合支援法で規定されている事業であります。今までご説明したそれぞれのサービスというのは、国において統一的に充実するサービスです。この地域生活支援事業というのは、地域の実情に応じて、それぞれの市町村が実施主体となっていく事業というような位置づけです。ですから、ここの部分については国のほうで必須事業という部分もあるし、任意事業という部分もあって、区市町村によって若干差が生じるものであります。

これのうち15ページの7-4、それから、7-6です。基幹相談支援センターの設置という項目があります。こちらのほう、3か年の計画の中で国が各市町村に1か所、少なくとも1か所基幹相談支援センターというものを設けて、そのような相談の体制を整えるということになっておりまして、東大和市においては令和2年4月から地域生活支援拠点の整備に合わせて基幹相談支援センターを、市と、それから、総合センターは～とふる、そして精神障害者地域生活支援センターウエルカムを基幹相談支援センターに位置づけをして設置をしたということで目標を達成しております。

そして7-6ですけれども、基幹相談支援センターについてですが、コーディネーターを各1名配置し、相談支援の強化を図ることができたということでもあります。

それから、続きまして、次のページ、16ページ、7-7住宅入居等支援事業ということで、こちらのほう、前年まではなかなか取組が進められなかったんですけども、実施状況のところにあるとおり、精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進会議というものを設置して、その中で、この住宅入居支援というのは精神障害の方が例えば民間のアパートを借りるに当たっても様々な困難が伴う、そういうところを何とか円滑にできるようにする方策をするというところですけども、その会議というのができまして、一つの検討課題として取り組むという方針が示されております。それとまた別に、自立支援協議会の相談部会で、地域課題の一つとして、現状把握のために不動産事業者へのアンケートを取ってそれをまとめるという作業を今進めております。そういうことでこれまでの評価はゼロだったんですけども、1という評価に上げさせていただいているということです。

それから、コロナの影響というところでいいますと、7-10-1に手話通訳者の派遣

というような項目がございます。こちらのほうも前年度に比べて48回減ということで、令和2年度においては少ない数となっております。やはりこれも外出を控えたり、そういうことが影響しているものと思われま

す。続いて、18ページ、7-12移動支援事業です。

ここでちょっと訂正があります。2年度の実績の中で利用者数、利用時間数とありまして、利用時間数が9,808時間となっておりますが、こちらが年間を合計した時間数になっていきますので、目標値が1月当たりの時間数ということですので817時間に訂正させていただきます。それから、グループ支援のところの374時間についても同様に31時間ということで訂正をさせていただきます。こちらやはり外出に関わる支援ということで、コロナの影響が大きく出ておりまして、目標値に比べるとかなり下回るような形で、前年度に比べておよそ5割から4割くらいの減になっている状況があります。

しかし、その一方で、令和2年度からは様々な要望を踏まえて、グループ支援ということで、基本的にはヘルパーが一人の人に相対して支援をするということですが、比較的障害の程度が軽い方については複数人で一緒に出かけて、例えばお食事をしたり、ボーリングをしたり、そういうようなこともあって、そういう方にヘルパーが一人でもいいですよということで、改めて利用しやすいように改正をしております。

続いて、少しページが飛びます。31ページです。

この項目は、目標3、ライフステージに対応した支援の充実ということで、目標2のところは主に障害福祉課が担当します施策の部分ですが、目標3のところはもうちょっと幅広く、市の各課で様々な取組をしているところについての記載であります。

この中で、就労の支援というところであります。就労支援につきましては、国が各事業所における法定雇用率というのを順次引き上げて、いわゆる作業所とかに滞留することなく、一般就労が可能な方は一般就労で雇用するということを進めております。そのために市町村ですべきことということで障害者就労支援事業というものがございます。東大和市においては総合福祉センターは～とふるに障害者就労生活支援センターを設けて、そちらでこういう一般就労に向けた支援を行っております。こちらのほうは一般就労者25人、それから、センターの登録者224人ということで、令和2年度の目標値を上回る一般就労者となっております。

それから、2-2については、実習を市役所の中で行うというようなこと取組ですが、ちょっと実習についてはコロナの影響もあって回数的には減少をせざるを得ないということです。

それから、2-3については、福祉就労から一般就労への移行ということで、7人の方が一般就労をしているということで、この辺の数値を伸ばしていくということが必要であります。

それから、2-4については、障害者優先調達推進法という法律がございまして、障害

者の就労施設、いわゆる作業所のようなところからの調達を自治体においては図っていくということで毎年度目標を定めております。そういう取組の中で順次拡大しております。令和2年度においても前年度に比べて増加しているというような状況であります。

続いて、33ページから、生涯学習と社会参加の支援ということで、こちらのほうは主に社会教育部門での取組ということですが、どうしてもイベントに関連する取組ということが多くなっておりまして、プラネタリウム観覧料免除、それから、市民体育館トレーニング室の利用料減免、それから、市民プール、それらについてはどうしても縮小ないしは開設中止というような状況があるというようなことです。

続いて、35ページです。

目標4、共生社会実現をめざした地域づくりということで、こちらのほう、1番目が障害者理解の推進ということでありまして。例年、障害者週間に併せて様々なイベント、あるいは市役所のロビーを使ってパネル展示を行っております。こちらについても、コロナの影響から中止とせざるを得ないような状況がございましたが、パネル展示等を使って理解促進に努めたということでありまして。

それから、続きまして、最後、37ページ、安全・安心なまちづくりということで、障害に配慮したまちづくりの推進ということと防犯・防災のための取組を進めていくということでありまして。

この中では、一番最後の3-4ボランティアの育成というところで、総合福祉センターは～とふるに地域活動支援センターというものがございまして、そこでボランティアを募集して活動していただいているということで、ボランティアといっても幅広いのですが、特に障害の分野におけるボランティアの育成に力を注いでいくということに取り組んでいるというものであります。

もう1ページめくっていただきますと、38ページの次のページ、差別解消法に伴う各課の取組状況ということで、冒頭に申し上げた24課での取組が示されております。この中で防災安全課ですとか、産業振興課のところは星印になってはおりますけれども、防災フェスタ、それから、うまかんべえ祭というような催しに手話通訳を設置する予定が事業そのものが中止になってしまったというような状況はございます。

市の各部署で様々なイベントや会議がございまして。それらについて、手話通訳を設置していただくように毎年庁内の連絡会でご案内をしており、それを受けて、各会議でそういう配慮をするような方向では広がっておりますが、その会議自体を開くことができなかったというような状況がございまして。

それから、その次のページで、事業評価の集計表ということになっております。こちらのほう、後ろを見ていただいて、最後から2ページ目のところに、3年間のまとめがございまして。一番下のところの表ですが、評価ごとの数が集計をしております。3の順調もしくは達成というような評価基準になっていると、30年度が67、31年度が69、令

和2年度が77というような形で、この3か年の中でおおむね順調に達成が進んでいるというような状況が把握できるかと思います。

最後に、重点施策に対する評価、大きく3つの重点施策をこのプランにおいては掲げております。

1つ目が障害者の権利擁護、理解促進のための施策ということで、知的障害のある方や精神障害のある方の多くは日常生活で差別や偏見を感じる事が多くあります。共生社会実現のために障害のある方の権利擁護や障害のある方の理解促進に積極的に取り組んでいくということを1つ目の重点施策としておりまして、それに関連する取組項目がその下に掲げてある項目です。

差別解消法については、平成28年に施行されて、今、国のほうで施行後3年の見直しという作業を行ってまいりました。その中で当初合理的配慮ということについては、地方公共団体等については義務でしたが、民間事業所については努力義務と表記がされております。この3年後の見直しの中で、民間事業者につきましても義務というふうに改められて、まだ、改正後の法律は施行されておりませんが、今後より一層、特に民間事業者について進めていく必要があるだろうなというところで、市においても研修会の実施、音声版資料の作成、手話通訳者の配置等に取り組んで、庁内の推進というのは一定程度図れたのではないかと。ただ、民間事業者や一般市民に向けた啓発や周知というのは、コロナにおいて一定の制約を受けてしまった。ただ、そういう意味で今後も継続・充実させていく必要があるということです。

それから、権利擁護という点に関していいますと、地域福祉計画の中で、成年後見制度利用促進法基本計画というものの策定を行ったということで、それに基づいた今後更なる自立支援に向けた方向性が示せたというように評価をしております。

2番目の重点施策が、地域で安心して暮らし続けるための施策ということで、障害のある方が高齢になるに連れて障害が重度化したり、あるいは介護者の高齢化によって介護者が要介護状態になったり、そうすると障害のある方は従前は障害者の入所施設というところに入るというような流れがございましたが、そうではなくて、住み慣れた地域で安心して住み続けられる体制を整えるということが大きな課題となっております。

それを受けて先ほど申し上げた地域生活支援拠点というものを市のほうで整備を進めてまいりました。その取組をもちまして、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を整備をして、相談体制、緊急時の対応、自立生活の体験の場等の機能強化のための端緒を開くことができたということが大きな成果であるというふうに評価をしております。

それとサービスの量的な整備といいますか、特に日中活動の場、それから、居住の場というのが市内で整備されないといけないということで、そちらについては計画的に整備を進めてまいりましたが、先ほどのグループホームのところにあるとおり、市内のグループホームで暮らせる方も順次増えてはいますが、市内だけでは足りなくて、市外のグル

ープホームを利用するというような状況もございます。

それから、障害の重度化ということでは、いわゆる作業所であります就労継続支援B型の整備というところがありますが、より重度化することによって、生活介護という、より重たい方が利用できるような場の整備ということが急務となっております。

それから、最後に、重点施策3、最後のページです。障害者の経済的自立と就労のための施策ということで、一般就労への移行の推進ということが本計画では3つ目の柱となっております。そのための施策ということで、そこに書かれているような取組を掲げております。

新規就労者というのは、この3年間の中で順次順調に伸びております。それというのは、就労支援の政策の推進ということと同時に、企業側の受入れが非常に、企業側の努力というのですか、そういうところもありまして、特に精神障害の方を中心に雇用が伸びております。ただ、一方で、せっかく就労しても、3か月、半年くらいで離職してしまう方が増えております。それらに対する取組ということで、ここに書かれているところでは一番上の就労定着支援という新しい福祉サービスができておりますが、まだまだ就労定着支援の取組も多くはないということで、それらを充実させていく必要があるだろう。

それから、障害者就労施設における工賃アップというところで、市役所ロビー展、こちらのほう、作業所の皆さんからすると非常に大きな収入源になっているということで、コロナの関係で密になるというようなところで縮小するとか回数を減じたりするような状況もあったのですけれども、工夫をして感染対策をしながら実施、継続をさせたというところで、その収入源の確保というところに一助になっているということでもあります。その辺、非常に作業所の皆さんも大変な思いをしているというところで、それに対する支援を充実させていく必要がまだまだあるというようなことの評価をしております。

以上、長くなって申し訳ありませんが、令和2年度の実施状況の報告でございます。

OH部会長 ありがとうございます。

東大和市障害者総合プラン令和2年度実施状況報告書のご報告をいただきました。

このご報告で、皆さんにご意見を賜りたいと思います。

発言に当たってはお名前をおっしゃってから発言いただきたいと思います。

何かございますか。

J委員。

○J委員 Jです。

例えば、3ページ目の相談支援とかというところでの、それぞれの相談件数とか数値が書いてあるところですけども、例えば前年度、あるいはその前、今回3か年の一番最後なので、その数値が一緒にここに書いてあると動きが少し見えるので、2年度の数値ではなくて、数値を記載するところはそういう過去の数値も一緒に書いていただけると、その場でぱっと傾向が見えるので、そういうような書き方をしていただけるとありがたいなど、

これを読んでいて、そう思いました。

○H部会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（大法障害福祉課長） 事務局、大法でございます。

今、J委員からご意見を頂戴いたしました。今小川のほうからも説明の中で前年度、あるいは前々年度というところの数値、参考になる部分につきましては口頭でお話をさせていただいたところでございます。

一番最後のページには、その件数というところではございませんが、評価の変遷というところで、30年度から31年度、令和2年度というところの事業集計表というところでまとめているところではございます。それとは別に、この実施状況の変遷というところのご意見でございますので、その辺はいかようにしたら、そういう今のご意見を反映できるのかということとはちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○H部会長 ほかに、M委員。

○M委員 Mです。

先ほど申し上げましたけれども、初めてなものですから、今までの流れを知りません。それがいいのか悪いのかは別としまして。

まず、1つ、今のご説明の中にもコロナ禍という言葉がたびたび出てきましたけれども、これは立派な理由だと思うんですね。戦争を除けば、ああいう感染症では100年ぶりの世界的なパンデミックですから、コロナ禍の中、何々は開催できなかったということに関しては何ら恥じることはないのかなと思っています。下手したら命を落としてしまうような状況に落ち込んでしまうわけですから、コロナ禍は立派な理由だと思っています。

とは言え、ちょっと矛盾するような言い方で申し訳ないのですが、この報告書が届けられたのが前々日なんです、我が家に少なくとも届けられたのは。これはちょっと正直いかがなものか。もうちょっと早く、例えば1週間くらい前とかに届けられるように、コロナ禍なので大変なんですけれども、これ以降2日前ではなくて、1週間くらい前には届けていただければありがたいです。

そして、もう一つ、二つ言わせていただきますと、評価なんですけど、これはいわゆる自己評価なんですよね。そうしますと、例えばなんですけれども、一つ短い文言の中なので全体を知るわけではない、また自分が全てのことを理解しているわけではないのでピンと外れなことを申し上げたら申し訳ないのですが、例えば9ページの一番下、3-4、そこで評価が2です。これは何でそうなったのかなと思ったのが、きっとB型、目標が340だったのが、実績が272、つまり80%だから、3はちょっとつけにくくて2だったのかなと思って、ほかのページをめくっていくと、17ページの一番下、目標が2,432、実績が2,020、要するにどちらも、9ページのほうもアバウトですけれども、8割達成、17ページのほうもアバウト8割達成、そして評価の理由というところに短い文が載

せられていますが、そんなに違いがないんですよ、そんなに。「ほぼ」が入っているか入っていないかくらいのもので、なぜ片一方が2で、片一方が3になってしまうのか、同じ課の中でも評価する方が違うのか、あるいは課として評価しているのか、その辺りがちょっとよく分からないので、なぜこうなったのかなというふうに思ったりしているんです。

もう一つ、すみません。19ページの上3つ、訪問入浴サービス、その次、それから、その次、日中一時支援事業ですが、3、3、3、それはいいんです。ただ、一番上の入浴サービスは数字だけで言いますと、利用者、目標が23に対して実績が10、そして次のところが目標が6に対して実績が7、増えています。多いですよ。上の段は半分以下、次の段は6が7だからクリアしている、プラス1、また、その更に下の日中一時支援事業では目標52人に対して利用者数38、数字だけ見ていくと下回っている、上回っている、下回っている。なのに、評価がどちらも3というのは、ただその数字だけ見てですよ、何か整合性が感じられないなというふうに思いました。新参者がすみませんです。

○H部会長 ありがとうございます。

事務局から何かコメントがあれば。

○事務局（小川障害福祉係主事） 貴重なご意見、ありがとうございます。

1つ目の9ページのところで、実績の数値と目標値と比べた中では評価にばらつきがあるのではないかということではありますが、ここで評価の理由というところに、市外の事業所を含めてサービス提供体制がほぼ整っているという表記のところで、市外の事業所を含めてほぼ整っており、実利用者も目標の人数が達成できたというような、ちょっと書きぶりは変えているんですね。3となっているところは、市外の事業所を含めてサービス提供体制がほぼ整っており、実利用者も目標達成ができたというものを3にして、生活介護などは市外の事業所を含めてサービスの提供が整っているというようなことだけれども、数値的には下回っているということで2になっているというような、そういう、この総合支援法に基づく給付のサービスの部分については、基本的には利用者が増えているけれども、市内利用者だけでは賄い切れてないというようなところも評価の指標として加味をしているということでもあります。

それから、後段の19ページ、訪問入浴サービス等につきましては、目標値そのものが、これが多く増えればいいということでもひょっとしたらないのかなと、そういう状態にならなくて済んだ方がいたというようなこともございまして、この訪問入浴のところで述べている施策につきましては、そういうサービスの提供体制を整えているというところの評価をして3というような評価をさせている部分もあるということで、そういう点でばらつきが、数値だけでは見えないようなところがあるのではないかということでご理解いただければというふうに思っております。

○H部会長 ありがとうございます。

単に数字の比較だけではなさそうな……

OM委員 僕も今最後に言われました数字を高くすることが目標になってはいけないと思います。それは変な競争になってしまうので、本当に必要な方々に必要なものをより提供できればそれがいいのであって、それが10人ではなくて、8人であってもいいのかなんて思ったりします。必要ない人まで引っ張り出してきて、やれ、10を12にした、12を18にしたなんて、それをもって評価を2から3にするなんていうのはばかげていると思います。

以上です。すみません。

OH部会長 非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ほかに感想や何かご意見があれば伺います。

I委員。

OI委員 Iでございます。

総論としては新型コロナの蔓延の中、市の皆さんもご努力させていただいていたのかなというのが感じられました。

意見としては何点かあるのですが、まず、1ページの虐待防止対策というところなんですけれども、障害者の虐待防止につきましては立派な人権侵害であります。例えば身体的なところとかについては誰でも分かるところですが、例えばご家庭の中でご本人が仕事で稼いできた金額も一定数をかなり生活費に取られてしまったりとか、個々の家庭の中ではどこまでが経済的な虐待という搾取であり、これは必要経費なのかというところがなかなか見えづらいところとか、あとは企業に勤める部分も大分進んではきているということなんですけれども、実際に勤務してもなかなか能力が生かせない中で、ふさわしい仕事がなかなか与えてもらえないとか、いろいろなところも、見えづらいところもあるかと思いますが、障害者の虐待という視点を、市民の方ないし企業の方に持っていただくのは大切かなと思いますので、令和3年度につきましても感染がございしますが、うまくそういう市民の方への啓発のようなセミナーとかも開催いただけるといいのかなと思いました。

あと後半のほうで、私も就労のほうメインなので、31ページのところで2点ほどですが、まず、一般就労者が増えているということですのでごくいいことかと思えます。新型コロナの中でも企業、特に精神の方とか発達の方の採用に対する意欲が高いということは伺っているところなのですが、ただ、小川主事さんからも話がありましたけれども、そうした中でもなかなか地元の企業とかで働く練習をする職場実習であるとか、東大和市の庁内実習を昨年、令和2年度3回実施していただいています。特に福祉で働いている方が一般就労を目指すという意味においては、まずは職場実習であったり、庁内実習であったり、そういう体験する場があるというのはとても大切なのではないかと思えますので、ここも是非力を入れていただけるといいのかなと思います。

最後に、32ページのところなんです。優先調達推進法とあと共作連の作品展のためにロビーを提供いただくというところにつきましては、本当にいつもご配慮いただいてあ

りがたいと思っているところでございます。障害者の工賃確保といいますと、各事業者の創意工夫といいますか、商品力を上げたりとか、営業力をつけたりという部分も非常に大事だなというところもありますので、ただ、なかなかそれも人数が少ないマンパワーの中でやっているというところもありますので、引き続き市役所のロビー展の開放とか、うまく各事業者がよさを発揮できるような形に後押しをしていただけると大変ありがたいかなと思いましたが、意見させていただきました。

以上です。

○H部会長 ありがとうございます。

事務局から何か。

○事務局（大法障害福祉課長） 大法でございます。

ご意見、ありがとうございます。

1 ページ目の虐待に関しましては、確かに I 委員おっしゃるとおり、我々なかなか見えないご家庭の中で、おっしゃられていた経済的搾取、そういったことがあるかもしれません。実際そこまでは至りませんでしたけれども、そういった状況ではないかというところのことをちょっと耳にしたこともございました。あるいは話にございました企業内での仕事、その人の能力に合った仕事を与えていないというようなこと、そういったこともございました。自立支援協議会におきましても様々な企業内の方にもご参加いただきまして、折に触れてこうしたことへの適切なお対応ということでお願いをしているところでございます。我々も何かそうした通報なりがあったというときには適宜すぐに機動的に動くような体制を整えていけるというところがございますので、そうした場合には適切に対応して、障害のある方の被害が少しでも緩和されるよう、適切に、我々も迅速に動いていきたいというふうに思っております。併せてまた研修等にも努めてまいりたいというふうに思っています。

それから、31 ページの就労の部分につきましても、確かに昨年度はコロナというところで、特に企業の皆様における企業実習ということがなかなかできない状況ではございました。今後、今少し落ち着いてはおりますけれども、こういったことが安定してきて、また来年度以降、是非とも市内の企業の皆様にもご協力いただきたいというふうに、我々のほうもそうした折を見てお願いに上がりたいというふうに思っております。

また、庁内実習につきましても、昨年度もコロナ禍ということではありましたが、各課において、是非とも事業者の皆様、障害のある皆様方にお力添えをいただきたいということで、引き続き安全面を図りながら庁内実習をやらせていただきました。またこちらのほうも今年度もそうですけれども、また来年度も引き続き取り組ませていただきたいと思っております。

また、市役所ロビー展につきましては、事業者の皆様のご協力もあり、そして我々市役所のほうでもなるべく機会提供の期間を長くできないかなというところで、内野もいろいろ

ろ知恵を絞りながら、開催の機会を、これまで1週間だったところを2週間にしてみようかということで市役所も頑張っておりますので、引き続きできればそんなことを続けてみたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

OH部会長 ありがとうございます。

○事務局（内野障害福祉係長） 事務局の内野です。少し補足をさせていただきます。

課長のほうからもございましたとおり、職場体験の事業に関しては令和2年度はゼロ回、今年度もゼロ回でございます。ただ、1事業所、受入れ事業所が増えてございます。受入れ事業所の側もかなり気を使うところもございますので、これからかなというふうに思っております。

また、庁内実習、令和2年度3回ということでございますが、今年度この回数は既に超えておまして4回か5回かだと思いますが、既に12月でもう1回予定が入っておりますので、こちらのほうは順調に取り戻したかなというふうに思っております。庁内実習に関しては、同じ年度の上半期くらいですか、まだコロナの状況でしたので、我々も手探りの状況で、完全に休止していながら、3回、最後実施できたというところはよかったのかなというふうに思っております。

それから、ロビー展に関しましては先ほど課長からもお話がありましたけれども、今まで1週間、共作連の方々、例えば10事業者あったといたしますと、1週間で10事業者やっていたのですが、2週間かけて5事業所、5事業所、1週間ずつに5事業所ということで、密を避けて開催ということをさせていただいております。これも去年、四半期過ぎたくらいからようやくできたのかなというような気もしてございますが、何とか工賃の確保ということでお話をいただきましたけれども、工賃の確保もできましたよなんていう、うれしいお声もいただいているところでございます。市役所としてB型で働いていくという障害者の方々の自己実現を後押ししていくためには、工賃を上げていかなければいけないところも分かってございますので、これまでできる限りのことをしておりますので、引き続き行っていきたいなというふうに考えてございますとともに、事業所の皆様には商品力のアップであるとか、販路の拡大という話がありましたので、そういったところにもご努力をいただければ、事業所の側としても工賃のアップというところも出てくるんじゃないかなというふうに個人的には考えております。

といいますのも、市役所としても予算のパイは同じでございますので、なるべくお仕事を出していきたいというところはあるのですが、予算に限りがございますので、相互にやっていただきたいなというふうにも考えております。

以上です。

OH部会長 ありがとうございます。

OL委員 会長、いいですか。ちょっと私の感想なんですけれども、2年度の実施状況を

丁寧に説明していただいて、私も拝見して、十分に障害福祉課の皆さんの努力、東大和市民の皆さんにも合格点をつけていただけるだけの頑張っていたということとは当然というふうに私も納得したんです。したんですけれども、審議会、いろいろな意見があるというほうが正常でしょうし、そこで感じたことをあえて申し上げるんですけれども、申し訳ないと思いますけれども、ちょっと評価が甘いような気が私もします。

具体的には、18ページ、19ページなんです。いじわるじいさんみたいにけちをつけるつもりは全くないんです。トータルでは市民の評価は十分に胸を張っていただけるものだというふうに考えさせていただく上で、やはりこれは自己評価であるし、市民の皆さんのいろいろな見方もあると思うので、私も似たような役所にいた経験も踏まえてなんですけれども、少し役所としては控え目にしたほうが良いような部分もあるのではないかと私は思いました。

具体的には、7-12です。人数だけでは評価できないというのは当然だと思いますけれども、評価できないのだったら目標を変えるべきだし、もしかしたら、やはり2でも評価はほぼ達成なんだから、コロナ禍のために利用者が大幅に減ったけれども、別の工夫をして汗をかいて制度改正的な仕事をさせてもらったというようなことは当然なんですけれども、やはり数値目標も達成し、工夫もしてレベルアップをして初めて満点だと私は思うんです。けちをつける趣旨は全然ないのですけれども、自ら評価をして、結果報告を市民にさらすわけだから、そういうところでは少し控え目で、私はここらは2が良いんじゃないかなとちょっと思ったりしました。230人の目標に対して個別支援が119でグループ支援が19です。価値は高めているんだけれども、合わせても230にいかないわけで、それから、7-13だって、390人に対する評価の理由というところで、実利用者の増についてより一層の取組が必要なんです。そういうふうに認めた上で3とつけるというのはちょっとどうかなと思ったりしました。

それから、7-14ですね、実際利用者の目標が23人というのは、結果的には人数はそこまでなかったというような評価をするのだったら、間違いなく令和3年度以降ではこれをふまえた目標に直していくというものになっていかないと整合性はとれないし、実利用者が10人であれば、これを評価3とさせるのはどうかなと、ちょっと申し訳ありません、いじわるじいさんではないつもりなんですけれども、自らの評価をするんですから、少しゆとりを持って、3でなくてもいいんじゃないかなと、私が担当者だったらそうするかなとちょっと余計なことを申しましたけれども、そういう意見もあるんだということで、あとは自信を持って市役所として出していただければ、賛成はもちろんしたいと思いますけれども、そういう意見もあるということは考えたほうが良いんじゃないかと、ちょっと余計なことを申しましたけれども、感想でございます。

OH部会長 ありがとうございます。

OL委員 あくまでも感想ですので、気にしないでください。

○事務局（大法障害福祉課長） ありがとうございます。

○事務局（内野障害福祉係長） では、私のほうから少し、内野でございます。

今委員からお話がありましたとおり、例えば18ページの7-13、実利用者390人のところが全然違うじゃないかというところのお話だというふうに思います。やはり数値目標を上げている以上、そういうところも目を光らせながら自己評価をするという姿も我々として考えなければいけないなというふうに思いをいたしたところでもあります。ありがとうございます。

ただ、1点だけ補足でございますが、地域活動支援センターのこれに関しまして、例えば視覚障害者の方がパンづくりをしたりとか、夕食会をやったりとか、それから、体の振るえ防止のために体操をしたりとか、あとは視覚障害者向けの心の教室をやったりとか、カラオケをやったりとか、歌声喫茶があったりとか、飛沫がものすごい飛ぶ講座とかがあったものですから、それに関しましては一律中止をさせていただいております。命のあつてのもので、そういったところが数値に表れてしまっているんだなというふうなことはございましたが、というふうに思いますが、確かにおっしゃるとおり、客観的に捉えるとおかしいよねというお話はあろうかなと思います。今後の参考に是非させていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○事務局（小川障害福祉係主事） 小川です。

補足の補足的なところで、19ページで訪問入浴の利用人数が23というところと、かけ離れている動きがあるということで、そういうことを考えて、今現行の第2次の障害者総合プランにおいては若干下方修正して、現状に近い数値目標ということで13とか14とかという数値を掲げております。この実情を踏まえて次の計画を作るというのが必要なので、そのようなところは新計画に反映させていただいている部分もございます。

○H部会長 M委員、L委員の感覚は多分市民の感覚だろうと思っておりますので、こちら側もそういう意識を持っていただくというのもアイデアかなというふうに思います。

次はN委員、手を挙げていただきました。

○N委員 細かいことで幾つか質問させていただきます。

最初に1ページ、1ページの1-2、評価は2がついているのですが、ネットワーク会議及び研修会については実施ができなかったためというのがあるのですが、その前に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からというのが理由づけになっているのですが、研修会に関してはコロナ感染防止のためできなかったと分かるのですが、本来あるべき会議、対面の会議ができないので、コロナ感染対策のためにネットワーク会議ということは我々の考え方ですけれども、そうではなくて、ネットワーク会議も感染予防のために資料配布というふうになっています。これはちょっと何となく腑に落ちないのですが、それが1点目。

それから、次に11ページの4-1、先ほど数字のことに关してはあまり細かいことを云々とありましたので、評価の理由で、評価が2になっているんですけども、理由が最後で体制が整っているため、つまり3ではなく、2になっている理由として、これなら3でいいのではないかなという評価の理由の文章のように思えるので、ほかの2は、その下は進んでいないだとか、そういう文言になっているんですけども、それがちょっと評価3のような書きぶりの文章のような気がします。

それから、29ページの1-4、希望のあった児童の受入れを十分にできたため、その下にもう一つ文章、今後受入れについて検討する必要がある。今後受入れについて検討する必要があるというのが、多分2という評価になったと思うんですけども、これはもうちょっと分かりやすい、上の3行では十分できたためだから、これはいい評価なんですけれども、その下の検討する必要があるというのは分かるんですけども、何をどう検討するのかはちょっと具体的に示していただかないと分かりにくいかなという気がします。

それから、もう一つ最後、37ページの3-3、これも警察との……、支援について理解・啓発に努めたため、これはいい評価だという文章になっているんですが、これは2になっているので、なぜ2になっているのかが、この評価の理由では分かりにくいかなという気がいたします。

以上、4点ですか。

○事務局（内野障害福祉係長） 事務局の内野でございます。

私からは、今ご指摘いただきました1ページと37ページについてお答えをさせていただきます。

まず、1ページの1-2というところでございますが、後段のところ、支援者向け虐待防止研修会については、開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止したということです。これは文言のままでございますが、所管が障害福祉課でございますが、先ほどI委員からお話がありましたけれども、市内の事業所の方にお声かけをして開催をするものでございますが、今回に関してはコロナの関係でありまして、そういうことが難しいだろうということで中止をさせていただいております。

それから、中段にあります東大和市高齢者等虐待防止ネットワーク会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から資料配布になったということでございますが、先ほどのお話ですと、会議を行わなかったのかという疑問だったのかと思いますが、こちらのほうは、そもそも会議でございますが主催側が高齢者等ということで、基本的には高齢介護課の会議でございますが、途中で私らのほうに移ってくる場合もあるのですが、これに関しては通常例えば当該年度にこういった虐待の案件がありましてということで、委員の皆様にお集まりいただきまして情報提供したいということがあるんですけども、それに関して会議の資料を、会議の開催に代えて資料配布を行ったということの表現となっております。ごめんなさい、答えになっていないところはお話をいただければと思います。

37ページでございます。3-3です。防犯・防災部会のところでございます。これ、私のほうでやらせていただいているものでございますが、警察との地域見守り懇談会等を実施し、防犯に係る障害者の支援について理解・啓発に努めたためというふうに書いてございます、これに関しては事実実際に、実は対面で行ってはいるのですが、対面でなるべくやらずにリモートでやりました。本当は幾つかの事業所さんにお集まりをいただいたのですが、これはやらないというよりは、何かしらやったほうが事業の継続性としていいのだろうということで、何とかリモートでやろうと思ったのですが、事業者さんの側でリモート環境がそろっているところが蓋を開けてみるとそんなになかったりとか、予定が合わなくて、少しやったのですが、参加していただけたところが減ってしまいましたので、少し厳し目の2としてつけさせていただいているというところでございます。

以上です。

○事務局（小川障害福祉係主事） 小川です。

11ページのグループホームの評価についてということで、この評価の理由のところで、市外の1事業所を含めて、サービス提供体制が整っているためというふうに、そこを最後に持ってきて表現をしているので、非常に矛盾したような理由になってしまって申し訳ないのですが、最初のご説明で申し上げたとおり、目標としている人数を上回る利用者が出てきた中で、市内でなく、市外の事業所をご利用の方が増えているということもあって、市内での事業所整備ということが今後も大きな課題だということを踏まえた評価2ということなので、この評価の理由の書きぶりがその辺をきちっと表現し切れていないということで今のご意見なのかなというふうに思いましたので、そのところは検討したいと思います。

それから、29ページの学童保育の評価のところですが、青少年課のほうの所管業務ですので、はっきりしたところまでは申し上げられないところがあるのですが、この中で取組内容のところで、愛の手帳の何度、身体障害者手帳何級というような方に対して保育をしますというような目標です。これは3年前に策定したときの目標でありまして、この3年間の中で実はこの愛の手帳の3度とかという基準を廃止しているんです。そういう意味で障害の程度ということにかかわらず、学童保育では受け入れていこうという前向きな改正がなされているんですけれども、その中でどのように受け入れていったらいいか、改正のほうの問題ですね、そのところにまだまだ検討をする必要があるということとを伺っています。なので、その辺がこれを読んだ方にきちっと伝わるような表現が必要なのではないかということを考えております。

○H部会長 ありがとうございます。

○M委員 すみません、Mです。

今、またさっき言い忘れたのを思い出したので、すみません。

25ページの9-8、評価3です。もうこれは先ほどの繰り返しになりますけれども、

コロナ禍を考えれば評価3で何ら問題ないと思うんですが、ただ、3の数字の最後の文言が何か矛盾している。目標は、令和2年度は中止となったが、「なんでも聞こう歯科相談会」等を開催とあります。それに対して左側の実績のほうは、これは中止となっていて、えっ、どちらなのという、中止で、コロナの中止はもちろんいいと思います。

○事務局（小川障害福祉係主事） そうですね、小川です。

健康課の所管なので、はっきりとは確認しなければいけないのですが、「なんでも聞こう無料歯科相談」という取組と、それから、「健康のつどい」の中で障害者の歯科診療の促進という取組が2つあって、そのうち、「なんでも聞こう」はできたけれどもというような意味での評価なのかなというふうに受け止めております。

○H部会長 確認が必要だと。

○事務局（小川障害福祉係主事） 令和2年度は中止となったがという、中止となったものが、「健康のつどい」は確かに中止になって、福祉祭と一緒に開催したので中止となっております。一方、「なんでも聞こう無料歯科相談」というのは、それとは別に恒常的に相談業務を行っているというような意味合いで、片一方はできなかったけれども、片一方はできたというような評価というふうに受け止めてはおりますので、ちょっとそこは詳細を確認したいと思います。

○H部会長 よろしくをお願いします。

ほかに何かご意見ございますか。

Ｊ委員、お願いします。

○Ｊ委員 Ｊです。

評価が少し話題になっているので、私も評価で特に違和感を持ったのが2つありまして、1つは、障害者理解促進事業でしたか、令和2年度はロビーにパネルを展示ただけで終わっているのですけれども、評価は3になっていました。毎年ですと、理解促進事業として何かイベントを毎年やっていたのですけれども、パネル展示だけになっても評価が3で変わらないというのはちょっと私自身として納得できないということです。

もう一つは、すごい個別の話で申し訳ないのですけれども、タクシー券、2,500円なんですけれども、2年か3年前に東大和、東村山、小平、立川のタクシー料金が改定されているんですよ。40円値上がりしている。私の個人的な利用方法ですと、東村山から自宅へタクシーで帰るのが多いのですけれども、以前は障害者割引を使って1,300円か、今はそれが1,530円くらいになっちゃうんです。2回乗ると、以前は2,600円で、500円の券5枚ですから、2,500円で100円持ち出しだったのだけれども、今は3,060円になっちゃうので、そうすると要は世の中のそういう値上げに対して、2,500円が変わってないので、頂いているほうからすれば申し訳ないのですけれども、評価3で変わらないのはどうかと、私個人だともう少し増やしてほしいというのはありますけれども、その辺の評価の見方というのがどういう視点なのかはちょっと疑問に思

っています。

○H部会長 いかがでしょうか。

○事務局（内野障害福祉係長） 事務局の内野でございます。

私のほうから、14ページのところになりますか、理解促進研修・啓発事業というところで、以前にもお話をいただいたとおり、昨年度に関しましてはロビーにパネルを置いて啓発活動を行うということは実施をいたしました。少し前までイベント事を開催してというところでしたが、課内の事務の内容を少し刷新いたしまして、そういった理解促進に資するような講座をは〜とふるのほうでやっていただくような格好で今現在は課の事務を少しブラッシュアップしているところであります。

ただ、去年度それをやろうと思って、3回ほど企画したのですが、3回とも流れてしましまして、大変申し訳ない、結局、評価の理由としてできる限りの啓発を、本当にこの文でございまして、できる限りやらせていただいたのですが、まさか三振するとは思わなかったもので、大変申し訳ありませんが、そのような状態でございます。

ただ、目標自体は継続でございまして、実は今年度、理解促進事業は既に1回、は〜とふるのほうでやらせていただいております。内容について、は〜とふるで委託の一つとしてやってもらうということと、講座の内容をブラッシュアップするということはちょっとまた別物で、内容は引き続き来年度に向けて、本年度やりましたので、ブラッシュアップをするようには〜とふるとも打合せをしていきたいと思っているところに、パネル展に関しましては、本年度既に準備を始めておりまして、徐々に体制のほうを整えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○事務局（大法障害福祉課長） では、続きまして、大法でございます。

21ページに福祉タクシー事業というところでございます。そちらに関連してということでございます。

ご意見として私どもも頂戴しなければいけないというふうには思っております。こちらのほう、経済活動に寄与するという意味において、タクシー券あるいはガソリン費助成事業というものをやっております。このタクシー券、それから、ガソリン費助成事業、どちらかという選択肢ということになってございますが、助成の費用面においても幾分差がございます。そうした双方の均衡を取るという意味においてもなかなかタクシー券のほうを上げるということは難しいと。あともう一つは、令和2年度から私ども地域生活支援事業と拠点事業ということで新たな事業の施策も始めております。これは当然国のほうからプランニング、各自治体でしなさいということがございますが、その施策の内容というものは各自治体に委ねられているということで、市のほうでも新たな時代に合った事業展開をしなければいけないということで、こうしたことの事業展開におきましても新たな経費がかかるということで、障害福祉課全体の予算から言えばかなり増えているということで

はございますが、必要性ということを財政当局にも訴えまして予算を確保できているという状況でございます。昨日、障害福祉課のほうで、来年度、令和4年度の当初予算の財政部局との調整という協議の場がございました。なかなか厳しい言葉がございましたけれども、私ども障害福祉課といたしましても、私どもがやりたい、こういう施策を展開して障害者支援に寄与したいという思いを伝えて、極力影響がないよう努めているところでございます。いただいたご意見というものは私どももそちら、十分今のところは受け止めさせていただいて、これがなかなか施策に反映できるかということはお答えできませんが、ご意見の一つとして頂戴したいというふうに思います。

以上でございます。

○H部会長 ありがとうございます。

さっきパイは決まっているのでというお話がありましたが、障害福祉課に頑張っていたきたい。

○J委員 もちろん多く頂けるのはうれしいですけれども、それこそ評価、世の中は値上げしたけれども、こちらはやはり予算の関係で上がらないよという評価の考え方が同じ3でいいのかなというのがちょっと疑問に思ったので。

○H部会長 K委員、何かありますか。

○K委員 十分な準備ができずに、資料を待っていたんですけれども、よく読めずに今日会議に参加していて申し訳ないのですが、市役所のほうの障害者に関するこういった施策がこんなに丁寧に細かく分かれているとは、ある程度は分かっていたのですが、この書類を見て本当に驚きました。お仕事をされる方々も神経を使ってなさっているのではないかと思います。

職員の方も何年かに一度異動なさるようなんですけれども、これだけ深いいろいろな仕事をされるのであれば、できるだけ長く、そこが向いているのであればもう長く勤めていただいて、できれば市民のそういった困った、障害に関するいろいろな施策を説明したり支援に尽力していただけるとありがたいなと思いました。

全くの素人で、よく分からないのですが、前にいただいたこのブルーの冊子もそうなんですけれども、今日もあるのですが、整理番号とか書いてある中のところに、修正とか、継続とか、新規とかあります。修正というのはどここのところが、何か変わったから修正という表現になっているのかなと思うんですが、修正となる前のものはどんなだったのかなというふうにちょっと思いました。例えば1ページの1-1のところ、下のほうに修正と書いてありますが、どここのところがどんなふうに変ったのかなと、ほかのページにもたくさん修正というのがあるのですが、前のところがどうだったのか、知りたいな、ここでなくても、また後日でもいいのですが、ちょっと知りたいなと思いました。

それとあとこういった市で用意されている施策を受ける市民の立場で言うと、こんなに丁寧に支援が受けられるのに、まだまだ知らなかったり、行って相談するのがやはり敷居

が高いとかおっしゃる方が結構身近にいたりするのですね。行っても、どこに行ったらいいのかしらみたいなことを聞くのですが、行って相談し、どこに行けばいいか聞けばいいのだと言うのですが、もし自分がそうなったとき、どこに行こうかというふうになっちゃうのかと思いましたので、今までもいろいろお知らせとか丁寧にいただいているのですが、これからもそういったことをなお一層続けていただけるとありがたいなと思いました。

あともう一つ、作業所の施設の方がいるので、この委員会とはちょっと違うのかも分かりませんが、何か作品展とかして、その販売の費用が工賃になったりすることもあるのかと思うんですが、そのとき、例えばそこにはないけれども、それと同じで、こういったものもできるのでしょうかと聞きたくなっちゃうときもありますし、聞いたけれども、そこにいた方で分からなかったという方もいたんですね。なので、もしそういう人がいたときには、どこに連絡したらいいのかみたいな案内のものを作品展とかで用意していただいて、曜日とか時間とかはこういうふうになればこういうふうになりますと、そういうものが既にあるのかも分かりませんが、いつも身近に置いていただけると、取って、例えば革製品を私自身は好きなのですが、買いたいなと思ったときに、これではなくて、色違いのことができるのでしょうかみたいなことも聞きたいなと思うんですが、なかなか時間が分からなかったり、連絡先の番号、調べれば分かるのですが、そういったことなどもぱっと分かるようなことがあるといいかなと、そういうのも配置していただけるといいのかなと思いました。

○H部会長 ありがとうございます。

○事務局（小川障害福祉係主事） では、前段の修正とか継続、新規とかということの違いというところだと、今日ご審議いただいているのはその前の計画との違いというところなので、その前の計画がないとちょっと説明が難しいのですけれども、現行の計画の冊子をお持ちの方であれば、やはり同様に修正なり継続というような表記をしておりますので、そのところで比較をしていただくと、この点について修正をしているというようなことが分かるような形にはなっておりますので、参考にいただければというふうに思います。

○事務局（大法障害福祉課長） では、一つ、大法でございます。

先ほど職員のほうにも長くいていただきたいというお話も冒頭ございました。確かに障害福祉の業務におきましては大変複雑な制度になっておりますので、理解するのに大変時間がかかるというところがございます。私、管理職である立場からも、人事部門と毎年今後の人事異動ということでいろいろお話の場があるのですけれども、事この障害福祉については知識の蓄積が大事だったり、また、ケースワーカーにおいては関わりのある皆様方との人間関係を築くというものが大変重要になってくるという事業で、よくある3年とか、一応基本的に役所内では3年で異動の対象になるという一定のルールがあるのですけれど

も、それを超した継続的な配属をお願いしたいということでお願いをしているところでございます。

長くいればいいというわけではありませんが、やはりある程度、K委員がおっしゃったような、そういった適切ないい障害福祉サービスを提供するに当たっては一定の少し長い配属というものを私自身も願っておりますので、その辺は私も管理職の立場としていろいろ希望したいというふうに思っております。

それから、相談の敷居が高いというお話もございました。決してそのようなことを醸し出しているわけではございませんが、私どももご相談いただければ、電話でも当然ご対応いたしますし、また、ご来庁いただいた折には親身に相談に乗れるケースワーカーが育てているというふうに自負しておりますので、その辺は適切に我々もその人に寄り添う支援を引き続きやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○事務局（内野障害福祉係長） 事務局の内野です。

最後に一つ、委員から、事業所に訪問したときに、ほかにこんなこともできるよというふうなことが分かるというお話があったかと思うんですが、ちなみに市役所内では各市内の就労B型の事業所さんに調査をかけまして、メインでやっているのは例えば革製品だけれども、場合によっては、今具体的に資料を見てないからだけれども、例えば草むしりできますよ、あとは革製品以外に、クッキーも作れますよみたいなのを全部上げてもらって一覧を実は我々で作っています。それを各課に共有できるような状況にして、なるべくそういうお仕事があったときに、イベントでクッキーを出すとか、そういうところからお仕事を、作業所さんに優先的にやっていただきたいという意味で、そういうのを庁内としては作っていますので、ただ、そのペーパーは恐らくロビー展に置くとするべく煩雑になってしまうので、その辺は共作連の方々がメインになろうと思いますから、お考えいただいて、ニーズに応じていただければ、工賃のほうも上がるかなと、貴重なご意見、ありがとうございました。

○H部会長 作業所は工夫として自分のところにチラシを置くとかをしているのでしょうか。

○I委員 Iです。

K委員のほうからいい指摘をいただき、ありがとうございます。

まず、ロビー展でいろいろ各施設が共同して販売に出ているところですが、品物を見て欲しいときもありますし、これで色違いとか、もう少しサイズが大きいものとかオーダーをいただくケースもございます。そこにつきましては、共作連としてのまず加盟団体のパンフレットはございます。ただ、なかなか作品展のときにその対応している担当のスタッフが気遣いできて、お渡しできるところまで教育ができていくかというところ、正直なところ、少し販売員がその資質と言っては失礼なんですけれども、差があるのは確かかなと思いま

すので、そこは共作連の会議等でもお客様にお応えできることもありますが、できないこともあります。極力要望も含めて伺えるのは一番福祉の足りないところでもあるので、その辺は営業力を出していくとか、その辺は話をしていければいいかなと思います。

あとリエトントンもパンフレットがございますので、販売の際はその辺は簡単にできる、できないではなくて、少しお話を伺えればできるものもございますので、その辺は話をしていきたいと思います。

○H部会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見。

○J委員 一つだけいいですか。

直接これに載っているわけではないのですけれども、バリアフリーの関係で、私ども障害福祉ネットワークが市役所のトイレ調査、市役所本庁舎とか公民館、市民センター、障害者用のトイレ調査をしていて、いろいろと改善要望を市長のところに上げていたのですけれども、1回目はあまりいい返事はなかったのですけれども、2回目、ちょっと要点を絞って、例えば障害者用トイレですけれども、物を置く台を設置してほしいとか、フックを付けてほしいとか、それから、一番問題にしたのは向原市民センターのトイレが洗面台が入れ替わっていて車椅子が入れないんです。これではどうしようもないので、洗面台を小さくして車椅子が入れるようにしてとお願いしたら、昨年度末までに障害者トイレに関しては椅子とかフックを全部置いていただいて、向原の市民センターは洗面台を小さくして車椅子が入れるところまで改善していただきましたので、ありがとうございます。そういう要望をすれば、かなえてくれる市ですから。

○K委員 Kです。

アンケートをされたところが、例えば自立を考える基盤づくりの先ほど説明もいただいたんですけれども、結果は委員は拝見することができるのですか。何か公表されているのか……

○H部会長 アンケートというと。

○K委員 コロナ禍、例えば1ページにあるアンケート、あとほかのところにもアンケートを取った内容、例えば集計したものを私たちが拝見することができるのでしょうか。

○事務局（小川障害福祉係主事） 1ページのアンケートに関して申し上げますと、いろいろそこを生活部会の中で議論はあったんですけれども、アンケートを直接公表するという、何でしょう、あくまでも部会の取組だったので、きちっと統計的にできているというよりは、部会に関わっていただいている委員さんのつながりの中でアンケートを取ったということなので、その数値とか結果をそのまま公表するというのではなくて、今年度、アンケートを踏まえて、コロナ禍における合理的配慮の在り方、どういうものがあるといいだろうなという部分で、ビデオでの作品を作ろうというところにつなげて取り組んでいるので、そのアンケートの結果をそういう形で生かしてやるというところに取り組んでおり

ます。1ページのアンケートに関してはそういうことになっているということです。

○事務局（内野障害福祉係長） 補足です。私のほうで記憶を思い出しますので、お話をさせていただきます。

この生活部会で行いましたアンケートにつきましては、例えばコロナ禍で生活しづらさをどんなの感じますか、簡単にいいますとそういうのを調査させていただいて、例えば知的障害であればマスクをし続けること自体が難しい。あとは目が不自由な方だと口角がどうしても見えなくなっちゃうので、表情が見えづらいついとか、聴覚障害、しゃべっていることが分からないとか、そういう生活しづらさがあるよというようなお答えをいただいております。

ただ、実はこれ公表はしておりません。なぜかと言いますと、今お話をいただいたとおり、生活部会の部会員さんのつながりの中でできていますので、すごく痛しかゆしとか、そのものの生の声を載せてほしいという方もいれば、生だと分かっちゃう、私のことがという人もいたものですから、その辺の調整の中でアンケートの内容については基本的には公には公表はしないような形で進めましたが、今お話をいただいたとおり、マスクの件であるとか、そういったところで、コロナ禍における合理的配慮ということで動画を作ってこれから公開をしていこうかという動きをしているので、アンケート自体はそういう形になります。アンケートを踏まえて結果を今生もうとしている最中でございます。

以上です。

○K委員 ありがとうございます。

○事務局（小川障害福祉係主事） ちょっと更に補足ということでは、この計画を策定するために事前アンケートを実施しております、継続の委員の皆様には既にお配りしてありますが、新しく委員になられた方についてはお配りする機会がなかったということなので、もし必要であれば、新委員の方には……

○事務局（内野障害福祉係長） そしたら、終わった後お持ちいたしますので。

○事務局（小川障害福祉係主事） 3人の新委員の皆様には、ではお配り。

○H部会長 審議会の中だけで、今だけ見てくださいというのでもいいということですよ、多分ね。

○K委員 はい、それでも大丈夫です。

○H部会長 それだとかこういうアンケートなんだと、分析が必要だとか、そういうことではなくて。

○K委員 では、なくて。これはどういうのになるかな。あるいは公表しなさいと言っているわけではなくて。

○H部会長 そういうことではなくて、この審議会の中で見てもいいですかというご意見のような気がしますが、もし次にそういう機会があったらご検討いただきたい。

○K委員 結構です。それで少しでも理解したいという思いから質問させていただきました。

た。

○H部会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見。

[発言する者なし]

○H部会長 では、次の議題に移りたいと思います。

議題3、その他について、事務局からお願いします。

○事務局（小川障害福祉係主事） その他のところでは、今日お手元に当日配布の資料ということで、先ほど来話題になっている作業所に関する作業所スタンプラリーというものを12月10、11、金、土で実施をします。こちらはもう一つ話題になっていた障害者理解促進というような取組を兼ねて作業所をより多くの市民の方に知っていただいて、更に作業所の工賃アップにもつなげられたらというような取組で、今回コロナの状況の中でどうしましょうかというのはあったんですけども、収束状況も見えてきた中で、12月の障害者週間に合わせた時期に、作業所の、市内に13か所、いわゆる作業所、就労継続支援B型という事業所がございます。そちらの皆さんの協力を受けて実施をいたしますので、是非13か所回っていただけるといいかなと、2枚目がラリー帳の台紙になっていますので、厚い紙で作りましたので、スタンプをたくさん押していただいて、作業所のほうではいろいろ工夫を凝らして皆さんを受け入れる準備をさせていただいていますので、是非参加いただきたいということでお配りしました。

Iさんのほうから何か。

○I委員 やはり市民の方になかなか気軽に見ていただく機会が、実際お仕事をされていたりするとないので、こういう機会を使って市内の事業所がどういう活動をされているのかとか、見ていただくのは啓発の一つにつながるかと思いますので、是非皆さんお時間がありましたら、お待ちしております。

○H部会長 私は他市の自立支援協議会に関わってしまして、こんなことをしているところはない。画期的だと思います。やはりコンパクトな東大和市だからこそできることで、高く評価したい。何人来るか分からないけれども、すごいことだなというふうに思います。

議題は全て終了いたしました。